

(仮訳)

1979年食品法に基づき制定する

保健省告示

(第446号) 2023年

件名 栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示
しなければならない食品 (第2版)

栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品に関する保健省告示を改正増補することが適切であるため、

1979年食品法の第5条の第1段落および第6条の(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第1条 2018年9月26日付の1979年食品法に基づき制定する保健省告示第394号(2018年)、件名「栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」の第5条の(1)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(1) 栄養表示は、栄養表示に関する保健省告示の末尾リスト1の様式および条件に従い、栄養表示を行う。」

第2条 本告示の施行日の前に、1979年食品法に基づき制定する保健省告示第394号(2018年)、件名「栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」の第3条に基づく栄養表示を行っている食品は引き続き食品を販売することができる。ただし、本告示の施行日より3年間以内とし、その期間が過ぎた場合は本告示に基づく栄養表示を行わなければならない。

第3条 本告示を、官報告示日から180日が経過した時に施行する。

2023年11月17日告示

チョラナーン・シーゲオ

保健大臣

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 3 月 13 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022395809792&name=P446.pdf>

(英訳)

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=585712415111520256&name=P446_EN.pdf